

## 議案第2号

富津市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を  
求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年8月26日提出

富津市長 高橋 恭 市

## 提案理由

中小企業等経営強化法に基づく創業等関連保証制度が廃止され、産業競争力強化法に基づく創業関連保証制度へ一本化すること等を内容とする産業競争力強化法の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）が令和3年8月2日に施行されたことにより、富津市中小企業資金融資条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和3年7月30日に専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものである。

専決第5号

専決処分書

富津市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をする。

令和3年7月30日

富津市長 高橋 恭 市

## 富津市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

富津市中小企業資金融資条例（平成17年富津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「経営強化法」という。）第2条第3項第1号及び第2号」を「産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第29項第1号及び第3号」に改める。

第4条第3項中「次の各号」を「第1項第1号及び第3号」に改め、「いずれも」を削り、同項各号を削る。

### 附 則

この条例は、令和3年8月2日から施行する。